

第11章 行政体制の整備

第1節 独立行政法人・特例民法法人等に関する取組み

1 省内事業仕分け等の実施

厚生労働省では、行政刷新会議における事業仕分けへの対応に加え、省独自の取組みとして、2010（平成22）年4月に省内に事業仕分け室を設置して、所管する事務・事業や独立行政法人、特例民法法人（従来の公益法人）等の事業などの在り方についての見直し作業に取り組んできた。

これまでに実施した省内事業仕分け、行政刷新会議事業仕分け、行政事業レビュー等により、2010年度から2012（平成24）年度までで計1兆4,500億円の削減を行った。

（内訳：2010年度▲6,500億円、2011（平成23）年度▲5,500億円、2012年度▲2,500億円）

2011年には、省内事業仕分けを行った全ての法人・事務事業を対象として、省内事業仕分けを踏まえた改革が確実に実行されているかについて、公開の場において、外部有識者による監視・検証作業を行った。

また、2012年5月、6月には、複数の部局にまたがる分野等について、現行の諸政策の効果を組織横断的に検証・評価するとともに、今後の政策の在り方を提言していただく厚生労働省版の「提言型政策仕分け」を実施した。

今後も、継続的に改革に取り組むこととしている。

2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2012（平成24）年4月1日現在21法人（他省との共管法人2法人を含む。）となっている。

(1) 独立行政法人の制度及び組織の見直し

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から、行政刷新会議の事業仕分けや厚生労働省省内事業仕分け、更に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2010（平成22）年12月7日閣議決定）を踏まえた改革を着実に実施している。2012（平成24）年1月20日には、行政刷新会議に設置された独立行政法人改革に関する分科会における議論をもとに、独立行政法人の一律の制度や組織の在り方を見直すことを内容とする「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定（※）された。厚生労働省所管の独立行政法人についてもこれを踏まえ、今後、制度や組織を見直していくこととなる。

※「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（2012年1月20日閣議決定）から要約

（独立行政法人の制度の見直し）

【法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築】

新たな法人制度に位置付けられる法人については、事務・事業の特性を踏まえ、国の関与の在り方の違いなどに鑑み、

- ①一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる「成果目標達成法人」
- ②国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う「行政執行法人」

の大きく2つに分類。成果目標達成法人は、その特性に着目し、研究開発型、金融業務型、大学連携型等に類型化。

【新たな法人制度に共通するルールの整備】

- ・法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入
- ・財政規律の抜本的な強化
- ・一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築
- ・国民目線での第三者チェックと情報公開の推進

(厚生労働省所管の独立行政法人の組織の見直しの例)

【(独) 国立健康・栄養研究所及び(独) 医薬基盤研究所】

- ・2法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

【(独) 労働安全衛生総合研究所及び(独) 労働政策研究・研修機構】

- ・2法人を統合し、成果目標達成法人とする。

【(独) 福祉医療機構】

- ・成果目標達成法人とし、金融業務については、金融庁検査の導入及び金融業務型のガバナンスを適用する。

【(独) 労働者健康福祉機構、(独) 国立病院機構】

- ・それぞれ固有の根拠法に基づき設立される法人とする。
- ・国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。

(2) 中期目標期間終了時の見直し

独立行政法人においては、3年以上5年以下の定められた期間（中期目標期間）の終了時に、組織体制や業務全般の見直しが行われることになっている。

2011（平成23）年度中に中期目標期間が終了する独立行政法人労働政策研究・研修機構については、労働政策の企画・立案に貢献する調査研究への重点化、政策提言機能の強化、情報発信機能の強化、調査員の在り方の見直し等を2012（平成24年）4月より行うこととした。

3 特例民法法人に関する取組み

公益法人については、2008（平成20）年12月1日に新たな制度が施行され、従来の公益法人は新制度施行後5年間は特例民法法人として存続し、その間に公益社団・財団法人

人又は一般社団・財団法人への移行申請ができることとされ、所管の特例民法法人に対しては、必要な指導等を行っている。

2008年12月1日現在の厚生労働省所管特例民法法人1,061法人のうち、2011（平成23）年12月1日までに151法人が公益社団・財団法人に、49法人が一般社団・財団法人に移行した。その他解散・合併したものもあり、2011年12月1日現在の所管法人数は759法人となっている。

また、所管の特例民法法人については、少なくとも3年に1回の立入検査を実施し、適正な業務運営の確保に努めている。

第2節 広報体制の充実

1 厚生労働省の発信する文書を分かりやすくする取組み

報道発表資料、パンフレット、ホームページなど、厚生労働省が広く一般に向けて情報発信する文書を、より分かりやすく、意図が伝わりやすいものとするため、2010（平成22）年9月に「わかりやすい文書支援室」を設置し、民間から採用した広報などの経験者が言葉の言い換えを始めとする支援を行っている。

2011（平成23）年度は、報道発表資料200件、パンフレット200件、その他54件の文書支援を実施している。

2 新しい情報発信手段の活用

従来の報道発表資料等による情報発信に加え、国民の幅広い層にイベントや会議の案内、新制度の情報等をお知らせするため、ツイッター、YouTube等の新しい情報発信手段を活用している。

ツイッターについては、2010（平成22）年9月に開始し、約14万のフォロワー（閲覧者）を持ち、月平均20件ツイート（投稿）している。

YouTubeについては、約270本の動画を配信し、これまで延べ270万回の再生回数を数えている。

3 重要政策の広報を政府一体で展開

重要政策に関する広報については、“政府一体となり戦略的に取り組む”との方針の下、特に国民への周知や理解・協力が必要なものが重点広報テーマとして選定され、内閣官房内閣広報室・内閣府大臣官房政府広報室と各府省が連携して、広報活動を展開している。

初年度となる2011（平成23）年度は、厚生労働省として、「子ども・子育て対策」「雇用対策」「社会保障改革」、2012（平成24）年度は、「雇用対策」「食品の放射性物質基準値」「社会保障改革」について、重点的な広報活動を実施している。

第3節 情報化の推進

1 情報化の推進

厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取り組みなど、多くの課題に直面している。こうした課題に対して、発展著しいIT技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、厚生労働省としては、累次のIT戦略などに基づき、医療・健康・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、ITによる改革に取り組んでいる。

2 情報化の推進に向けた主な取り組み

(1) 厚生労働分野におけるIT利活用の促進

① 医療・健康分野の情報化

医療・健康分野においては、ITの活用が、保健・医療の効率化、安全確保、質の向上に資するものであり、ITを活用した医療機関間の連携の促進、レセプトの電子化、健診情報等の活用等について取り組んでいる。レセプトの電子化については、医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、個人情報保護等に十分配慮した上で、2006年度からオンライン化を進めていたが、2009（平成21）年11月にオンライン請求又は電子請求を原則とするとともに、手書き、高齢などの理由により電子化が困難である場合に例外措置を定めたところである。なお、2011（平成23）年4月時点において、レセプトがオンライン請求又は電子請求の割合は、88.1%（件数ベース）である。

また、2008（平成20）年3月から、総務大臣と厚生労働大臣の下、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を開催し、2008年7月に「中間とりまとめ」が取りまとめられた。

さらに、個人が自ら健康情報を管理し、健康管理等に活用するための基盤づくりを目的として、総務省、経済産業省との三省連携の下、2008年度から3か年計画で「健康情報活用基盤実証事業」を実施した。

このほか、医薬品等の安全対策の一環として、全国の10か所の大学病院等の協力を得て、電子カルテ等のデータを活用した1,000万人規模の医療情報データベースを構築するとともに、PMDAに情報分析システムを構築する「医療情報データベース基盤整備事業」を2011年度より実施している。

② 介護・福祉分野の情報化

介護・福祉分野においては、障害者等の自立支援や福祉サービスの質の向上を図るため、ITを活用した生活支援機器の開発、在宅就労の支援に取り組んでおり、関連する国家資格に係る養成課程におけるIT・情報教育の導入等の検討に取り組むこととしている。また、介護保険レセプトデータを活用し、介護サービスの高度化や質の向上、介護予防に一層効果的に推進することとしている。

3 就労・労働分野の情報化

就労・労働分野においては、ハローワークインターネットサービスにおいて、全国のハローワークで受理した求人情報のほか、ハローワークの利用方法等、求職者や事業主に役立つ情報を提供している。

事業主がハローワークに対して行う雇用保険関係手続きについてもオンライン申請を行うことが可能となっている。2011年11月からは、新たに「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の受付を開始するなどの利便性向上により活用促進に取り組んでいる。

また、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を引き続き図っている。

さらに、新卒者等に対する昨今の厳しい就職環境をふまえ、新規学卒者等を募集する企業の求人情報等をインターネットにより提供する「大卒等就職情報WEB提供サービス」も行っている。

4 「社会保障・税番号制度」の検討

社会保障と税の一体改革の一環として、制度の効率性・透明性・公平性を高めるために必要な基盤を整備するという観点から社会保障・税番号制度の検討が進められている。社会保障・税番号制度については、2011年6月に政府・与党社会保障改革検討本部において「社会保障・税番号大綱」が決定され、2012年2月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(マイナンバー法案)が閣議決定され、国会に提出されたところである。厚生労働分野においては、年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険の各分野における手続が対象となっており、これにより所得証明書等の添付書類の省略や給付調整事務の効率化等のメリットが期待されている。

5 医療等の分野における法制上・技術上の特段の措置に関する検討

マイナンバー法案については、行政機関等の法定手続を対象としており、医療機関等の間の情報連携は対象とされていない。一方、医療等のサービスの充実や質の向上は国民生活の充実に直結するものであり、医療機関等の関係機関間での地域連携や、公衆衛生・医療水準の向上に資する医学研究等が推進されるような情報連携のためには、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれている。

医療等の分野については、一般的に機微性の高いといわれる情報を扱うことになるため、社会保障・税番号制度のような社会基盤が導入され、個人の識別性が向上した状況下では、現行の個人情報保護法で十分な措置といえるかという問題がある。このため医療等の分野については、厳格な情報保護措置を図りつつ、必要な利活用が適切に行えるようにするため、個人情報保護法第6条の委任により医療等分野における特段の措置について検討を行い、情報の保護と利活用に関する法制(医療等情報個別法)の整備を目指すこととしている。また、法制上の特段の措置とあわせて、医療等の分野に相応しい情報連携のための技術設計も併せて検討することとしている。

医療等情報個別法については、2013(平成25)年の通常国会への提出を目指すこととしており、本年4月から厚生労働省において開催されている有識者による検討会において

基本的な論点等について検討を行っているところである。

6 厚生労働省における情報政策統括機能の強化

これまで述べてきたように、厚生労働省では各分野における情報化の取組を進めるとともに、社会保障・税番号制度の導入や医療等情報個別法の検討を進めている。今後は各分野・各機関を越えた情報化や情報連携をさらに進めていくことが求められており、厚生労働省全体としての情報化の方針策定や各分野の情報化の取組状況の評価、各分野共通の情報取扱ルールの策定、システム仕様の標準化を進めることなどが重要となる。このため、2012年4月から政策統括官（社会保障担当）の下に情報政策担当参事官室を設置し、厚生労働省における情報政策統括機能の強化を図ることとしている。

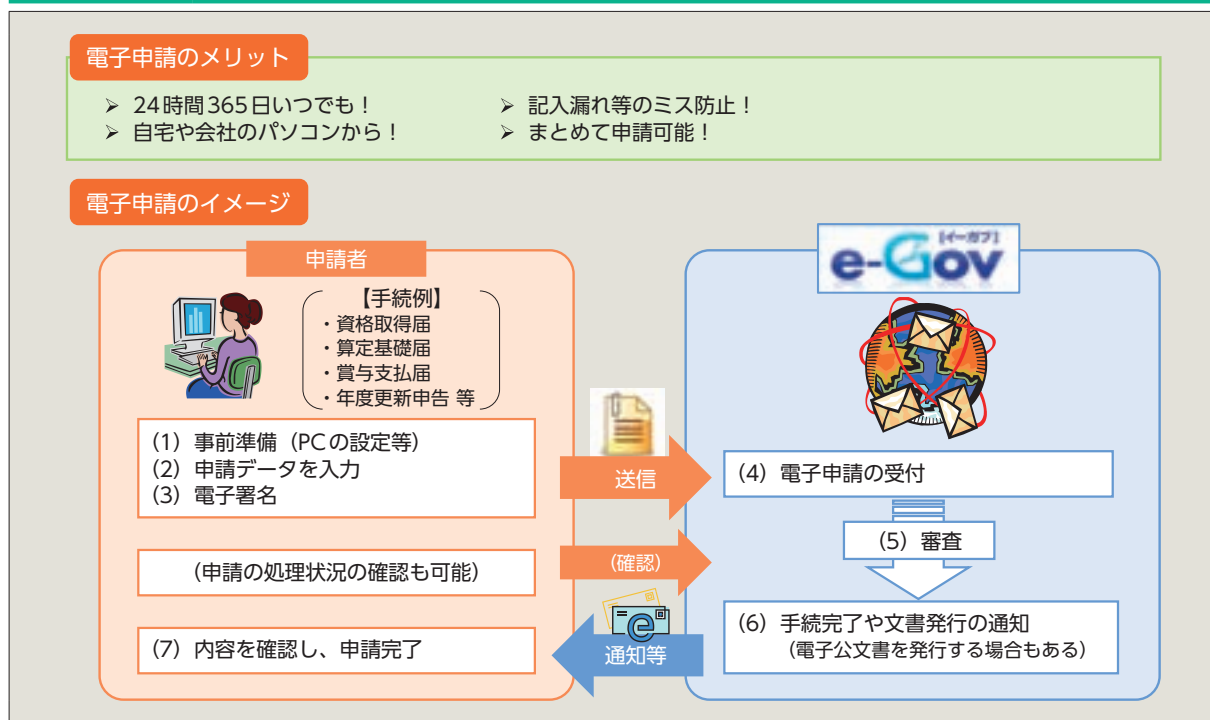
(2) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

行政サービス分野においては、対面を要する手続等を除き、いつでもどこでも、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」のホームページから、オンライン申請を行うことが可能となっている（図表11-3-1）。

オンライン申請については、政府では、2011（平成23）年8月に、「新たなオンライン利用に関する計画^{*1}」を策定し、利用率の向上のみならず、利用者の視点に立った負担軽減や利便性の向上に一層注力すると同時に行政側の効果の増大や費用の減少など行政運営の効率化にも取り組むこととしている。

これに基づき、厚生労働省では、2012（平成24）年5月に、国民や企業による利用頻度の高い社会保険・労働保険分野等の22手続を対象とした「厚生労働省所管オンライン

図表 11-3-1 電子政府の概要



*1 「新たなオンライン利用に関する計画」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_online.pdf

利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画^{*2}」を策定し、利便性向上等の各種取組を推進していくこととしている。

また、ITの活用による国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化の実現のため、2005（平成17）年度に社会保険・労働保険分野などの業務について、それぞれ「業務・システム最適化計画^{*3}」を策定し、現在、12業務についてこの計画に基づき、業務・システムの最適化に取り組んでいる。

国民年金及び厚生年金保険の年金加入状況については、インターネットバンキング等で広く用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、2006（平成18）年3月から被保険者に、2009（平成21）年3月から年金受給者に対し、それぞれインターネットによる記録照会サービスを実施している。また、2011（平成23）年2月末からはこのサービスを「ねんきんネット」として更に使いやすいものとし、自宅でパソコンが使えない方であっても一部の市区町村や郵便局においてインターネットを通じた年金記録確認ができるようにする等、ITの活用によりいつでもご自身の年金記録を確認できる環境整備を進めている。

3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日全面施行）の施行に伴い、厚生労働行政の分野においても、その分野の実情に応じたガイドライン等を策定している。

同法の全面施行後、個人情報に関する国民の意識が高まる一方、法律に対する誤解等に起因して、各種名簿の作成が中止されたり、個人情報取扱事業者が大規模災害や事故等の緊急時における家族等への情報提供を拒否するなど、「過剰反応」といわれる状況も一部に見られた。

このような状況を踏まえ、2006（平成18）年2月に、政府として「過剰反応」等に対して、法の解釈や運用基準を明確化し、ガイドライン等を必要に応じて見直し、民間事業者等へ周知徹底等の取組みを連携して推進することと「個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ」（2006年2月28日）されたことを受けて、同年4月には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しを行った。

また、診療記録の開示も含めた診療情報の提供については、患者と医療従事者とのより良い信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上等の観点から積極的に推進することが求められている。医療機関による診療情報の提供について不適切な事例が見受けられるため、2010（平成22）年9月に、医療機関の保有する個人情報の開示等に当たって、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないよう、開示等を求める理由を尋ねることは不適切であることをガイドライン上に具体的に明示した。

なお、医療等の分野においては、現在、個人情報保護法第6条に基づく格別の措置として、情報の保護と利活用に関する法制（医療等情報個別法）の策定に向けた検討を進めているところである。

*2 「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/07/gyoupuro.html>

*3 「業務・システム最適化計画」
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

図表 11-3-2 個人情報の保護に係るガイドライン等*4

分野	案 件
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示改定）（平成20年12月1日一部改正）
	疫学研究に関する倫理指針（平成19年8月16日告示改定）（平成20年12月1日一部改正）
	遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年12月28日告示改定）（平成20年12月1日一部改正）
	臨床研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示改定）（平成20年7月31日全部改正）
	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年7月3日告示）（平成22年11月1日全部改正）
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通達）（平成18年4月21日見直し）（平成22年9月17日見直し）
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日通達）
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）（平成22年2月1日見直し）
	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年9月15日通達）
雇用管理	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年7月1日告示）（平成24年5月14日全部改正）
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成16年10月29日通達）（平成24年6月11日改正）
福祉	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）
職業紹介等・労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成16年11月4日告示）
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成24年8月10日告示）
労働組合	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン（平成17年3月25日告示）（平成24年8月23日全部改正）
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて（平成16年10月1日通達）

第4節 情報公開・個人情報保護等の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型（①個人に関する情報、②法人に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2010（平成22）年4月から2011（平成23）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は12,204件であり、この受付件数は全省庁で3番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定件数は11,451件（取下げが1,067件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書をすべて開示した件数は3,158件、部分的に開示した件数は6,823件、開示を行わなかった件数は409件であった。

*4 「個人情報の保護に係るガイドライン等」は、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>

2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日施行）は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型（①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2010（平成22）年4月から2011（平成23）年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は3,996件、訂正請求件数は19件、利用停止請求件数は3件であった。この受付件数は全省庁で3番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は3,884件（取下げが58件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報をすべて開示した件数は1,309件、部分的に開示した件数は2,458件、開示を行わなかった件数は117件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006（平成18）年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2011（平成23）年4月から2012（平成24）年3月までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の受理件数は3,959件であり、この受理件数は全行政機関の受理件数の96.3%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

4 「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009（平成21）年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめたものを公表しているところである^{*5}。

昨年度の集計件数は97,761件（2011（平成23）年7月～2012（平成24）年3月集計

*5 東日本大震災の発生により、2011（平成23）年3月11日から同年6月30日まで、集計・公表を一時中断した。

分) となり多数のご意見、ご指摘等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである。

5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働省が担当する施策には、福祉、医療、年金、働く環境の整備や職業の安定など、国民生活に密着したものが多数ある。

厚生労働省では、これらの施策の企画・立案、実施に当たって、広く人々が日々の生活で、どのようなことを体験し、問題と感じ、また、それを解決するためにどうすべきと考えているのかを把握することが重要であることから、2001（平成13）年10月に「厚生労働行政モニター制度」を創設した。

厚生労働行政モニターは、毎年募集を行い、地域、職種などのバランスをとった上で504名の方々を選定し、厚生労働行政の各種施策についての意見などを書面で報告していただく随時報告のほか、全国各地でモニター会議を開催し参加された方から直接ご意見をいただいている。

随時報告については、すべて省内関係部局に配布し、今後における施策の企画・立案並びに実施のための貴重な参考資料としている。

また、当省ホームページにて、主な随時報告の内容に対する厚生労働省の考え方を掲載している。

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/gyousei_monitor/taioujoukyou.html

モニター会議については、2012（平成24）年2月11日（愛知県名古屋市）、2月18日（埼玉県さいたま市）、2月25日（東京都千代田区）の3回開催し、延べ49名にご参加いただき、共通テーマとして「社会保障と税の一体改革について」、またそれぞれの会議で、それぞれ「医療保険制度改革」、「非正規雇用対策」、「年金」を個別テーマとして意見交換を行った。

2月11日のモニター会議は牧厚生労働副大臣、2月25日のモニター会議は藤田厚生労働大臣政務官が出席した。

モニター会議の概要については、当省ホームページに掲載している。

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/gyousei_monitor/

第5節 政策評価などの取組み

1 政策評価の取組み

厚生労働省における2011（平成23）年度の政策評価については、2007（平成19）年度から2011年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき実施したところである。

その具体的な実施状況は、次のとおりである。

- 1) 事前評価については、①新規事業（2011年度予算の概算要求を伴う新たな政策（事業）で、1億円以上の費用を要する重点的なもの又は10億円以上の費用を要するも

の) 9件、②個別公共事業(事業採択時) 35件、③個別研究事業27件、④規制の新設・改廃に係る政策16件、⑤租税特別措置17件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

2) 事後評価については、①厚生労働行政全般にわたる施策(9の基本目標及び87の施策目標からなる政策体系)のうち6件に関して実績評価方式により、②重要政策9件に関して総合評価方式により、③個別公共事業(事業採択後5年経過時に継続中のもの)46件、④個別研究事業476件、⑤新規事業の事前評価を実施した事業のうち事業開始から3年を経過したもの9件、⑥成果重視事業3件、⑦租税特別措置1件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

これらの評価結果については、作成後順次公表している*6。

また、2012(平成24)年度から2016(平成28)年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」を2012年3月に定めた。

新しい基本計画では、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する説明責任の徹底に資する見地から目標管理型の政策評価を推進するとの政府全体の方針を踏まえ、政府評価と行政事業レビューとの連携の確保など所要の改善を図ったところである。

2012年度以降、第3期基本計画の下で、より有効な政策評価に努めることとしている。

2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省独立行政法人評価委員会では、所管する22法人(共管法人2法人を含む。)について充実した評価を行うため、委員会の下に七つの部会を設け、各部会が担当法人を分担して、各事業年度の業務実績の評価などが行われている。

2011(平成23)年度は、同委員会において共管法人2法人を除く20法人の2010(平成22)年度の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されるとともに、2010年度に中期目標期間が終了した独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人労働安全衛生研究所の中期目標期間全体の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されたところである。

また、2011年度に中期目標期間が終了する独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標案等についても審議が行われた(第11章第1節2(2)(549ページ)参照)。

第6節 アフターサービスの推進

1 アフターサービス推進室の活動状況

○アフターサービス推進室は、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能しているかどうか、国民の目線から調査・分析し、改善に結び付けることを目的として2010(平成22)年9月に民間出身者を構成員として設置された。

*6 「政策評価に関する計画/結果」は、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>

- 同室は国民、現場職員、専門家に対するヒアリング、各種資料やデータの分析を通じての調査・分析を行い、現在までに8件の調査を実施した。

2 現在の活動内容

調査案件（改善提案）	現在の状況（平成24年3月）
1. 女性医師の離職防止、復職支援業務の改善提案	離職者の探索などを内容とするなどの改善提案を平成23年3月末に行った。現在医政局にて改善実施中。
2. 障害者雇用情報HP改善	障害者のための雇用支援のホームページを見やすくすることを内容とする改善提案を平成23年3月末に行った。改善完了済。
3. 「退所児童等アフターケア事業」の推進に向けて—先行事例の実態調査に基づく提案	所管課から各自治体へ調査結果を情報提供するなどを内容とする改善提案を平成23年6月末に行った。現在雇児局にて改善実施中。
4. 年金フロントサービス改善	年金事務所の待ち時間を短縮するなどを内容とする改善提案を平成23年6月末に行った。現在日本年金機構にて改善実施中。
5. 年金支払サービスの向上	還付金の支払を早くするなどを内容とする改善提案を平成23年9月末に行った。現在日本年金機構にて改善実施中。
6. 労働基準行政の実態調査	労働局・労働基準監督署の案内表示を見やすくするなどを内容とする改善提案を平成23年9月末に行った。現在労働基準局にて改善実施中。
7. 仕事、住まい、生活に関するきめ細かな相談支援を実施するために—「(本人記録用) SOS窓口一覧」活用の提案—	各ハローワークなどで活用してもらいリーフレット改善提案を平成23年12月末に行った。今後関係部局にて改善実施予定。
8. 健康診査・保健指導による生活習慣病予防対策—先進事例についての調査	健康診査・保健指導によって生活習慣病予防対策として成果を上げているケースについて、その成果をもたらしている特徴的な取り組みについて調査。先進事例を紹介することで国民の生活の質の向上に役立てる。
9. HIV/エイズ予防・支援活動を担っているNGOの実態調査	HIV/エイズ予防・支援活動では行政とNGOなどとの連携が重要である。今般、首都圏、名古屋、大阪地区等の大都市にあるNGOの活動状況などを調査し、行政とNGO間の連携の円滑化に役立てる。

3 その他

東日本大震災については、今回の対応を調査し、今後の緊急事態に速やかに対応できるよう課題・反省点を踏まえた今後の対応策をとりまとめた。